

活性化情報
中小企業
かごしま

2015
第720号

6

今月の特集

特集 中小企業のための融資・助成・補助事業



平成 27 年 6 月号（活性化情報第 1 号）

CONTENTS

1 特集

中小企業のための融資・助成・補助事業

40 組合インタビュー

鹿児島県測量設計コンサルタント協同組合

理事長 塚脇 伸 氏

41 Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

総合エネルギー企業として地域社会の発展に貢献する

太陽ガス株式会社 代表取締役 小平 竜平 氏

44 教えてぐりぶー！組合運営（少額減価償却資産の損金算入について）

45 中央会の動き

「第 60 回中央会通常総会」開催

「中央会青年部会総会」開催 平成 27 年度の事業計画等を決議

「中央会女性部会総会」開催 平成 27 年度の事業計画等を決議

51 インフォメーション

生産性向上設備投資促進税制 個別相談のご案内

マイナンバー制度が 10 月から始まります！

職場意識改善助成金のご案内

54 組合運営のスペシャリストを目指そう！

55 業界情報（平成 27 年 4 月情報連絡員報告）

57 倒産概況（平成 27 年 5 月鹿児島県内企業倒産概況）

59 中央会関連主要行事予定

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	指宿市	22	志布志市	30
鹿屋市	13	西之表市	22	奄美市	31
枕崎市	13	日置市	23	垂水市	35
出水市	14	曾於市	24	南九州市	36
薩摩川内市	15	霧島市	25	姶良市	36
阿久根市	19	いちき串木野市	28	さつま町	38
伊佐市	21	南さつま市	28		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/seido/index.html>

●鹿児島市

《鹿児島市中小企業融資制度》(平成27年4月1日現在)

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6ヶ月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者（創業支援資金を除く）に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますのでご利用ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業支援課 金融係 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1303

○ 主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

○ 留意事項

- 融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。
- 信用保証協会の保証料に対しては、市が補助（表内の保証料補助）しています。
- 各表内の注記については7ページに説明があります。
- 融資の対象にならない主な業種
 - ❖ 農業、漁業、金融・保険業（損害保険代理業、生命保険代理店などを除く）
 - ❖ バー、スナックなどの風俗営業（食事の提供を主目的とする飲食業を除く）

■産業振興資金

利 用 者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	3,000万円以内	
融 資 期 間	運転 7年以内（1年据置含） 設備 10年以内（1年据置含）	
償 返 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年 1.9%
	1年超3年以内	年 2.1%
	3年超7年以内	年 2.4%
	7年超	年 2.5%
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90%（注1）	
保 証 料 补 助	1/2（注2）	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■短期事業資金

利 用 者	短期の運転資金が必要な方	
資 金 使 途	運転資金	
融 資 金 額	600万円以内（組合1,000万円以内）	
融 資 期 間	1年以内	
償 返 方 法	一括又は分割償還	
融 資 利 率	1年以内	年 1.9%
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90%（注1）	
保 証 料 补 助	1/2（注2）	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■特別小口資金(責任共有対象外)

利 用 者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者（注3） 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	1,250万円以内	
融 資 期 間	7年以内（1年据置含）	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年 1.90%
	1年超3年以内	年 2.05%
	3年超5年以内	年 2.25%
	5年超	年 2.35%
信 用 保 証 料 率	年 0.65%（注1）	
保 証 料 補 助	3／5	
連 帯 保 証 人	不要	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利 用 者	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者（注3）	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	1,250万円以内（ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする）	
融 資 期 間	7年以内（1年据置含）	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年 1.90%
	1年超3年以内	年 2.05%
	3年超5年以内	年 2.25%
	5年超	年 2.35%
信 用 保 証 料 率	年 0.5%～2.2%（注1）	
保 証 料 補 助	3／5	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金（特定中小企業者）（1～6号：責任共有対象外）

利 用 者	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する特定中小企業者（国のセーフティネット保証制度に対応）（注4）	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	3,000万円以内	
融 資 期 間	運転 7年以内（2年据置含） 設備 10年以内（2年据置含）	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年 1.9%
	1年超3年以内	年 2.0%
	3年超5年以内	年 2.1%

	5年超7年以内	年2.3%
	7年超	年2.4%
信用保証料率	1~6号：年0.87%	7~8号：年0.80% (注1)
保証料補助	4/5	
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金（東日本大震災関連特別対策）（責任共有対象外）（注5）

利 用 者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項各号に規定する中小企業者（国の東日本大震災復興緊急保証制度に対応）（注6）	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	3,000万円以内	
融 資 期 間	運転 7年以内（2年据置含） 設備 10年以内（2年据置含）	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.9%
	1年超3年以内	年2.0%
	3年超5年以内	年2.1%
	5年超7年以内	年2.3%
	7年超	年2.4%
信 用 保 証 料 率	年0.80%（注1）	
保 証 料 补 助	4/5	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金（経済環境変化等）

利 用 者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	3,000万円以内	
融 資 期 間	運転 7年以内（2年据置含） 設備 10年以内（2年据置含）	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.9%
	1年超3年以内	年2.0%
	3年超5年以内	年2.1%
	5年超7年以内	年2.3%
	7年超	年2.4%
信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90%（注1）	
保 証 料 补 助	4/5	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■環境配慮促進資金

利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ・ 環境対応車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ ISO14001、エコアクション21、KES、市環境管理事業所の認証等を取得している方で、事業資金が必要な方 										
資 金 使 途	運転資金・設備資金										
融 資 金 額	3,000万円以内										
融 資 期 間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)										
償 返 方 法	元金均等による月賦償還										
融 資 利 率	<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>年 1.90%</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td>年 2.05%</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>年 2.25%</td> </tr> <tr> <td>5年超7年以内</td> <td>年 2.35%</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>年 2.45%</td> </tr> </table>	1年以内	年 1.90%	1年超3年以内	年 2.05%	3年超5年以内	年 2.25%	5年超7年以内	年 2.35%	7年超	年 2.45%
1年以内	年 1.90%										
1年超3年以内	年 2.05%										
3年超5年以内	年 2.25%										
5年超7年以内	年 2.35%										
7年超	年 2.45%										
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90% (注1)										
保 証 料 補 助	4／5										
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる										
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫										

■災害対策資金

利 用 者	火災や自然災害等の被害を受けた方で、その対策に資金が必要な方 ※り災証明を受けた方または上記被害を受けたことについて特に市長が認める方										
資 金 使 途	運転資金・設備資金										
融 資 金 額	1,500万円以内										
融 資 期 間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(3年据置含)										
償 返 方 法	元金均等による月賦償還										
融 資 利 率	<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>年 1.9%</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td>年 2.0%</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>年 2.1%</td> </tr> <tr> <td>5年超7年以内</td> <td>年 2.3%</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>年 2.4%</td> </tr> </table>	1年以内	年 1.9%	1年超3年以内	年 2.0%	3年超5年以内	年 2.1%	5年超7年以内	年 2.3%	7年超	年 2.4%
1年以内	年 1.9%										
1年超3年以内	年 2.0%										
3年超5年以内	年 2.1%										
5年超7年以内	年 2.3%										
7年超	年 2.4%										
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90% (注1)										
保 証 料 補 助	全額										
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる										
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫										

■創業支援資金

利 用 者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月末満の方も対象) ※自己資金が必要												
資 金 使 途	運転資金・設備資金												
融 資 金 額	1,000 万円以内 (うち運転資金は 700 万円以内) ただし必要額の 80%以内 (注 7)												
融 資 期 間	運転 7 年以内 (1 年据置含) 設備 10 年以内 (1 年 6 月据置含)												
償 還 方 法	元金均等による月賦償還												
融 資 利 率	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1 年以内</td> <td>年 1.90%</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">(注 8)</td> </tr> <tr> <td>1 年超 3 年以内</td> <td>年 2.05%</td> </tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>年 2.25%</td> </tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>年 2.35%</td> </tr> <tr> <td>7 年超</td> <td>年 2.45%</td> </tr> </table>		1 年以内	年 1.90%	(注 8)	1 年超 3 年以内	年 2.05%	3 年超 5 年以内	年 2.25%	5 年超 7 年以内	年 2.35%	7 年超	年 2.45%
1 年以内	年 1.90%	(注 8)											
1 年超 3 年以内	年 2.05%												
3 年超 5 年以内	年 2.25%												
5 年超 7 年以内	年 2.35%												
7 年超	年 2.45%												
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90% (注 1)												
保 証 料 補 助	2／3												
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる												
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫												

■新事業展開支援資金

利 用 者	同一事業を 1 年以上営んでいる方で、次の①～④のいずれかに該当する方 ① 事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ② 市内において新規雇用を伴う事業拡大（店舗、事務所、工場の新設）を行うために資金が必要な方 (注 9) ③ 鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者で、新商品・サービスの研究開発等に資金が必要な方 ④ 「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者で、販路拡大や商品開発等に資金が必要な方 (入賞年度を含め 5 年度以内の方が対象)												
資 金 使 途	運転資金・設備資金												
融 資 金 額	(転業・多角化) 1,200 万円以内 (事業拡大・新産業創出研究会・新特産品コンクール) 3,000 万円以内												
融 資 期 間	運転 7 年以内 (1 年据置含) 設備 10 年以内 (1 年 6 月据置含)												
償 還 方 法	元金均等による月賦償還												
融 資 利 率	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1 年以内</td> <td>年 1.90%</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">(注 8)</td> </tr> <tr> <td>1 年超 3 年以内</td> <td>年 2.05%</td> </tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>年 2.25%</td> </tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>年 2.35%</td> </tr> <tr> <td>7 年超</td> <td>年 2.45%</td> </tr> </table>		1 年以内	年 1.90%	(注 8)	1 年超 3 年以内	年 2.05%	3 年超 5 年以内	年 2.25%	5 年超 7 年以内	年 2.35%	7 年超	年 2.45%
1 年以内	年 1.90%	(注 8)											
1 年超 3 年以内	年 2.05%												
3 年超 5 年以内	年 2.25%												
5 年超 7 年以内	年 2.35%												
7 年超	年 2.45%												
信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90% (注 1)												
保 証 料 補 助	多角化・事業拡大等、新産業創出研究会 : 2／3 新特産品コンクール : 4／5												
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる												
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫												

■大島紬緊急救済対策資金

利 用 者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員	
資 金 使 途	運転資金	
融 資 金 額	組合 5,000 万円以内	組合員 2,000 万円以内
融 資 期 間	3 年以内（1 年据置含）	
償 返 方 法	一括又は分割償還	
融 資 利 率	1 年以内 1 年超	年 1.9% 年 2.1%
信 用 保 証 料 率	信用保証協会の保証を必要としない	
連 帯 保 証 人	商工組合中央金庫の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫	

■協同組合等活性化資金

利 用 者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 金 額	組合 6,000 万円以内	組合員 3,000 万円以内 ※事業実績が 6 月未満の組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内
融 資 期 間	運転 7 年以内（1 年据置含） 設備 10 年以内（1 年 6 月据置含）	
償 返 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1 年以内 1 年超 3 年以内 3 年超 7 年以内 7 年超	年 1.9% 年 2.1% 年 2.4% 年 2.5%
信 用 保 証 料 率	信用保証協会の保証を必要としない	
連 帯 保 証 人	商工組合中央金庫の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫	

(注 1) 表記は市補助前の信用保証料率です。

以下に該当する場合は、それぞれ年 0.1% の割引があります。

- ・ 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者で責任共有対象の資金〔経営安定化資金（特定中小企業者）を除く〕利用者、又は会計参与設置会社若しくは公認会計士、監査法人の監査を受けている利用者。
- ・ ISO14001 及びエコアクション 21 又はグリーン経営の認証を受けている利用者。
- ・ 担保の提供がある利用者。〔特別小口資金、経営安定化資金（特定中小企業者、東日本大震災関連特別対策）を除く〕

(注 2) 保証料率が年 1.25% 以上の場合は、年 0.6% で算出した保証料相当額を補助します。

(注 3) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は 5 人）以下の事業者です。

(注 4) 大型倒産や取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 5) 平成 28 年 3 月 31 日までに融資が実行されたものに限ります。

(注 6) 特定被災区域に事業所があり、東日本大震災の影響により、経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 7) 融資金額は、開業に係る経費の 80% 以内ですが、開業業種に係る事業従事経験が 3 年未満の場合（法律に基づく資格や特許等をいかした開業を除く）は 50% 以内です。

(注 8) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初 12 月以内の支払利子相当額を補助します。（上限 30 万円）

(注 9) 移転、増設等は対象となりません。

《鹿児島市の助成・補助事業》

[鹿児島市・商業・サービス業関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL 099-216-1322(直通) FAX 099-216-1303

■地域のよか店コラボ支援事業補助金

鹿児島市では、近隣で商業・サービス業を営む中小店舗等が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者へPR等を行う取り組みに対し、経費の一部を助成します。

補助対象事業	店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者に対し、PR等を行う事業
補助対象者	近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者など3店舗以上からなるグループ
補助対象経費	広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
補助率	補助対象経費の1/2(20万円を限度)

◆昨年度の補助金活用事例

〈例1〉喜び入る祈願鍋PR事業

構成店舗で提供するメニューに『喜』マーク入りの餅を添えて、「喜び入る合格祈願メニュー」として統一キャンペーンを実施し、地元の飲食店をPRした。

〈例2〉ウエディング・ジャック・プロジェクトin天文館

美容室や宝飾店等の構成店舗がプロデュースした花嫁が天文館のお店に立ち寄りながら練り歩き、構成店舗のPRチラシの配布を行った。

■商い情報発信支援モデル事業補助金

鹿児島市では、商業、サービス業又は製造業を営むもので構成する事業協同組合等、同業種や関連業種の中小企業者のグループが、商品（製品）やサービスの認知度向上を図る情報発信等の取り組みに対し、経費の一部を助成します。

補助対象事業	本市内において、商品（製品）やサービスについて認知度向上を図る情報発信等を行う新規の事業又は既存の事業の拡充となる事業で、補助対象経費が20万円以上の事業
補助対象者	① 本市内に事業所を有する中小企業者が構成員の2/3以上を占め、かつ、本市内において事業を行う事業協同組合等 ② 本市内に事業所を有する4者以上の同業種又は関連業種の事業者で構成する中小企業者のグループ
補助対象経費	事務経費、広告宣伝費、イベントの実施に直接必要な経費
補助率	補助対象経費の1/2以内(50万円を限度)

◆補助金活用例

- ・飲食店や製造業者の団体やグループによる共通食材を使ったメニュー開発、開発メニューが食べられる店のマップや紹介HP作成、お披露目イベントの実施
- ・共通で利用できるポイントカードの作成や定期的なマルシェの開催
- ・アパレルの団体やグループによる、季節毎のコーディネートや小物アレンジのセミナー開催

■元気の出る中小企業支援事業（講師派遣制度）

鹿児島市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

派 遣 回 数	1団体につき1年度4回以内
市 が 負 担 す る 経 費	<p>① 講師への謝金</p> <ul style="list-style-type: none">・県外の講師を派遣する場合 1回当たり10万円、かつ、1時間当たり4万円を限度とします。ただし、2回目以降については県内講師と同様に2万4千円を限度とします。・県内の講師を派遣する場合 1回当たり2万4千円、かつ、1時間当たり1万円を限度とします。 <p>② 講師の旅費</p> <p>実費（市の旅費に関する規定に基づき、予算の範囲内で支出します。）</p>

◆講師について

- ・商店街活性化、再開発、イベント、情報化、パソコン、接遇、個店の経営改善など、商店街や事業協同組合等の皆さんのが希望する分野（ただし、実施団体の活性化に役立つテーマ）の講師を選ぶことが可能です。
- ・予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合は、超過分を実施団体で負担していただくことになります。

[鹿児島市・立地促進関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業創出課 TEL 099-216-1314

■鹿児島市企業立地促進補助金

鹿児島市では、市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図ります。

区 分	要 件	内 容
(1) 製造業 (工業地域等での立地)	① 新規雇用者が11人以上の場合、限度額6,000万円	<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人（障害者60万円）・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
	② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上の場合、限度額6億円	<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(2) 情報通信関連業・研究開発型企業など	① 新規雇用者6人以上の場合、限度額6,000万円	<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人（障害者60万円）・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%・オフィス賃借料×50%
	② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上の場合、限度額3億円	<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%

区分	要件	内容
(3) コールセンター・事務処理センター	新規雇用者が30人以上の場合、限度額3億円 中心市街地に立地する場合は11人以上 アウトバウンドコールセンターについては、市内に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターが対象	・新規雇用者×30万円／人(障害者 60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50%
(1)～(3)の共通要件	・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること ※このほか、水源確保のための設備投資額・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。	

[鹿児島市・輸出関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 経済政策課 企画調整係 TEL 099-216-1318(直通) FAX 099-216-1320

■輸出チャレンジ支援事業補助金

鹿児島市では、市内中小企業者等の海外販路拡大を促進するため、海外で開催される合同展示会などへの出展に要する経費の一部を助成します。本年度から海外全域を対象としています。

補助対象事業	海外で開催される国、県、その他国内の公的機関・団体又は金融機関が主催の展示会や商談会等へ出展又は参加する事業
補助対象者	納期が到来している市税を完納している、鹿児島市内に主たる事業所がある中小企業者など(個人事業主を含む)
補助対象経費	出展料、渡航費、宿泊費など出展等に係る経費
補助率	補助対象経費の1/2(上限:初出展企業 20万円、それ以外 15万円)
申請方法	申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添えて提出 ※申請用紙は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/keizai/keizaishinko/kei-seisaku/sangyo/shokogyo/kaigaitenkai/yushutsu-h27.html

[鹿児島市・雇用関係補助金等]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325 (直通) FAX 099-216-1303

■就職困難者等雇用奨励金

鹿児島市では、雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、障害者等を雇用した事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金と協調して市単独の奨励金を支給します。

対象者	市内在住の就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた市内の中小企業の事業主 ※就職困難者・・・障害者、高年齢者、母子家庭の母等、父子家庭の父、その他就職が特に困難な者
補助対象内容	国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた市内に事業所のある中小企業の事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民（鹿児島市に住民登録がある）」である場合に、奨励金を交付。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	重度障害者及び精神障害者を雇用 1人月額 6,000円 それ以外を雇用 1人月額 3,000円
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給が決定された日の翌日から起算して12ヶ月以内

■トライアル雇用支援金

鹿児島市では、若年者等の雇用機会の拡大に資するため、若年者等を雇用した事業主に対し、国のトライアル雇用事業と協調して市単独の奨励金を支給します。

対象者	市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、市の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた事業主
対象労働者	市内に住所を有し、市のトライアル雇用事業または障害者トライアル雇用事業により市内に事業所を有する事業主に雇用された者
補助対象内容	市の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた市内に事業所を有する事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民（鹿児島市に住民登録がある）」である場合に支援金を支給。ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要。 ① 納期の到来している市税を完納していること ② 申請日において、引き続き対象労働者を雇用していること
補助上限金額	対象労働者1人につき市の奨励金の支給決定金額の1/2 トライアル雇用事業により雇用された者・・・・60千円 障害者トライアル雇用事業により雇用された者・・・120千円 ※平成27年4月10日以降に雇用された母子家庭の母等及び父子家庭の父については、別途、加算あり
申請期限	市の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給が決定された日の翌日から起算して6ヶ月以内

■中小企業退職金共済掛金補助金

鹿児島市では、中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」及び「特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に掛金の一部を補助します。

対象者	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度において、退職金共済契約を締結した中小企業者
補助対象内容	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新たに加入し、当該契約に係る掛金を12か月間納付した市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して、掛金の一部を補助。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	被共済者1人につき掛金の額（掛金が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に20／100を乗じて得た額（12千円）以内
申請期限	共済契約の掛金の最後の月分を納付した月の翌月から起算して12月以内

■障害者技能向上奨励金

鹿児島市では、障害者の雇用促進につなげるため、職業技能を競い合うアビリンピック出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し技能習得に要する経費を助成します。

対象者	市内に住所を有し、アビリンピック県大会に出場する者を雇用する事業所の事業主
補助対象内容	アビリンピック県大会出場に向けた技能習得のための訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む。）に要する経費
補助率	10／10
補助上限金額	50千円
申請期限	訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む）を開始する前

■ものづくり職人育成支援金

鹿児島市では、ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、市内事業所の人材育成を支援するため、新たに、職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費を助成します。

対象者	市内に住所を有する事業主であって、当該事業所で雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターに職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会が設置する鹿児島高等技術専門校で実施する職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主
補助対象内容	事業主が支払った訓練校の入学金及び授業料
補助率	1／2
申請期限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科の当該年度における最初の訓練が実施される前

● 鹿屋市

【お問い合わせ先】

鹿屋市役所 農林商工部 商工観光課 TEL 0994-31-1164 (直通)

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目 的	市内商工業者の経営の安定を図るため、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の一部を補給する。
対 象 者 の 要 件	<ul style="list-style-type: none">・市内に住所又は事業所を有していること・鹿屋商工会議所、かのや市商工会に加入し、かつ、市税を完納しているもの
対 象 資 金	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業制度資金・株式会社日本政策金融公庫制度資金・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利 子 補 給 金 額	対象資金借入金額の 2%分に相当する額
限 度 額	1 事業所あたり 30 万円
手 続 き 方 法	融資のあった日から 2 ヶ月以内に商工会議所又は商工会へ届出書及び交付申請書、その他必要書類をを提出して下さい。

● 枕崎市

《枕崎市の融資制度》

【お問い合わせ先】

枕崎市役所 水産商工課 商工振興係 TEL 0993-72-1111 (内線 421)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き 6 月以上経営している中小企業者であること・融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること
資 金 の 使 途	運転資金及び設備資金
融 資 額	1 企業あたり 600 万円以内
融 資 期 間	5 年以内
融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none">・融資期間が 1 年以内の融資：年 1.9%以内・融資期間が 1 年を超えて 3 年以内の融資：年 2.1%以内・融資期間が 3 年を超えて 5 年以内の融資：年 2.4%以内
償 還 方 法	一括又は分割返済
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要（ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。）

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

《枕崎市の補助金》

【お問い合わせ先】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■企業誘致促進補助金制度

条 件	企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。 1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります 事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上) 2. 設備投資額について 一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めています。
補助金額	新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×2/100(4千万円限度)を補助いたします。

●出水市

【お問い合わせ先】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
融資対象者	1. 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当する者 2. 融資あっせん申込みのときに、同一事業を市内で引き続き6箇月以上経営している中小企業者で次のいずれかに該当し、納期の到来している市税を完納していること (1) 個人は、住民基本台帳により本市の住民基本台帳に記載されていること (2) 会社は、出水市税条例第36条の2第8項の規定により、市長に申告していること
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金…500万円以内 経営安定特別資金…3,000万円以内

融資期間	小口資金…5年以内 経営安定特別資金…10年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	保証機関の定めるところによる。 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、出水市中小企業振興資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。
利子補給率	1.2%
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する。
保証料補給率	① 出水市中小企業振興資金 保証料の1/2以内を補給する(100円未満切り捨て)。 ② 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく中小企業振興資金 保証料の1/6以内を補給する(100円未満切り捨て)。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

● 薩摩川内市

【お問い合わせ先】

薩摩川内市役所 商工政策課 商工政策グループ TEL 0996-23-5111 (内線 4321)

※新産業創造事業補助金については 商工政策課 企業支援グループ (内線 4331) まで

※農商工連携チャレンジ起業支援補助金については 六次産業対策課 (内線 4452) まで

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、経営力強化資金、バトンタッチ支援資金、産業おこし応援資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
補助対象者	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	70% (平成27年12月末融資実行分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 • 中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること • 平成28年3月末までに決定（実行）された融資資金であること • 薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること • 市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100% (ただし100円未満は切り捨て。平成28年3月末日融資決定（実行）分まで)
申込先	薩摩川内市商工政策課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を設けています。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金）で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	10万円以内
製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの（※販売を伴うものは除きます。）	補助対象経費の1/2以内	30万円以内
研究開発経費	大学などと共同での研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	50万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	70万円以内
補助対象の要件	次のいずれにも該当していることが条件です。 ① 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発を行っている事業所であること ② 国・県の補助制度を利用しないものであること ③ 市税を滞納していないこと		
補助金額	いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。 (ただし、100円未満は切り捨て)		

■農商工連携チャレンジ起業支援補助金

薩摩川内市内で事業を営む雇用保険適用事業の方が、市内で生産された農林水産物を使って加工品を製造・販売するために新たに従業員を雇用した場合、その人件費や施設整備費用の一部を補助する制度を設けています。

補助対象の種類	該当する経費の内容	補助率など	補助金額
創業支援	地域雇用開発奨励金の事業計画で、労働局に認定された設備経費・人件費	施設整備経費の1/2	限度額 200万円
新製品開発支援	新製品開発に伴う新規雇用者の人件費	新規雇用者1人あたり30万円	限度額 300万円
補助金額	いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。(ただし、100円未満は切り捨て)		

■創業・チャレンジ支援補助金

目的	新たに起業される方や事業の拡大を希望する中小企業者の方々向けに、鹿児島県中小企業融資制度の融資資金の一部について、その利子及び保証料の一部を補助する制度を設けています。
対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金（創業支援資金、新事業チャレンジ資金）
補助対象者	次のいづれかに該当する、市内で事業を営んでいる方で、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会から推薦された方（市税を滞納していないことが条件です） ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・新たに起業する方
補助対象融資額	・利子相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり1,000万円以内、交付期間／融資実行日の翌月から起算して3年を限度、補助金額／交付期間中の毎年1～12月に金融機関に支払った利子相当額
交付期間	・保証料相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり500万円以内、交付期間／融資実行日から起算して最初の12月31日まで、補助金額／交付期間中に支払った初年度の信用保証料相当額
補助金額	100%（ただし、100円未満は切り捨て。平成27年12月末日（実行）分まで）
補助率	100%（ただし、100円未満は切り捨て。平成27年12月末日（実行）分まで）
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市新産業創造事業補助金

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業者等（起業を行う予定の個人・団体を含む）のうち、事業転換の推進や新たに事業を始める方を対象に、新規産業創出、転業、起業、雇用創出に係る経費の一部について、市が補助する制度を設けています。

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
新規産業創出 (既存事業とは別に新たに取り組む事業)	① 各種コンサルタント料 ② マーケティング調査費 ③ 施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④ 会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の1以内	200万円以内 (但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
転業 (既存事業を廃止し新たに取り組む事業)	① 各種コンサルタント料 ② マーケティング調査費 ③ 施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④ 会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の2以内	200万円以内 (但し、地域成長戦略分野は400万円以内)

起業 (最長 36 月まで)	① 各種コンサルタント料 ② マーケティング調査費 ③ 施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④ 会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3 分の 1 以内	200 万円以内 (但し、地域成長戦略分野は 400 万円以内)
	事務所家賃 (但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃)	3 分の 2 以内	120 万円以内 (月額 10 万円以内)
	住居家賃 (但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃とし、市外からの転入者に限る)	3 分の 1 以内	24 万円以内 (月額 2 万円以内)
	印刷製本費 (パンフレット等)	10 分の 10	100 万円以内
雇用創出	人件費 (雇用保険適用で 6 ヶ月以上雇用した者に限る)	—	1 人あたり 30 万円以内 (1 団体 3 人まで)

■薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金

目 的	薩摩川内市では、地域成長戦略（食品ビジネス、次世代エネルギー・ビジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネス、起業・創業）に取り組む、市内の中小企業者が借り入れた資金の返済にともなう利子の補助制度を設けています。
対象となる資金	日本政策金融公庫融資資金 ・新規企業育成貸付資金 ・企業活力強化貸付資金 ・環境・エネルギー対策貸付資金 ・企業再生貸付資金 ・食品貸付資金
資金用途	運転資金及び設備資金
補助対象となる融資額	1 事業者、1 年度あたり 1,000 万円以内
補助率	100% (但し 100 円未満は切捨て。平成 27 年 12 月末融資決定分まで)
補助対象期間	融資決定日の翌月から 3 年以内 (各年 1~12 月に支払った利子額相当分を翌年 3 月に交付)
補助対象	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋により上記制度融資を受けた中小企業者など (※市税を滞納していないこと)
申請方法	融資決定年の翌年 2 月頃、次の書類を添えて川内商工会議所または薩摩川内市商工会へ申請 ① 補助金交付申請書 ② 補助金交付請求書 ③ 融資金額、融資利率、償還期間、償還方法が明記されている取扱金融機関発行の証書類 ④ 偿還明細書または償還済明細書 ⑤ 市税完納証明書

● 阿久根市

【お問い合わせ先】

阿久根市役所 商工観光課 TEL 0996-73-1114

■阿久根市中小企業振興資金（平成27年4月1日現在）

◇小口資金

使 途	運転資金・設備資金
融資対象者	次の①、②いずれの要件にも該当する方です。 ① 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。 ② 融資あっせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。
融資限度額	1,000万円（※）
貸付利息	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60%
期間	7年以内（※うち、据置期間1年以内）
保証人等	原則として 個人・・不要 法人・・代表者のみ 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
申込先	阿久根商工会議所 TEL 0996-72-1185

※印については、平成21年1月1日から平成27年12月31日までの特例措置です。（本来は融資限度額が500万円、期間が5年）

◇地場産業振興資金

使 途	設備資金
融資対象者	次の①、②いずれの要件にも該当する方です。 ① 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。 ② 融資あっせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。
融資限度額	2,000万円
貸付利息	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60% 7年超10年以内 4.00%
期間	10年以内（うち、据置期間1年以内）
保証人等	原則として 個人・・不要 法人・・代表者のみ 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
申込先	阿久根商工会議所 TEL 0996-72-1185

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補 助 対 象 経 費	阿久根市中小企業振興資金の融資を受けた金融機関に毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った当該融資に係る利子
利 子 補 助 率	2% ÷ 上記貸付利率
補 助 額	補助対象経費 × 利子補助率 ※100 円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補 助 対 象 経 費	鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 ① 阿久根市中小企業振興資金 ② 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ア) 運転資金 1,000 万円 イ) 設備資金 2,000 万円
利 子 補 助 率	①の場合、融資を受けた日から 1 年以内の保証料の全額及び 2 年目から融資期間満了までの保証料の 25% 以内の額 ②の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の 25% 以内の額 ※①、②ともに 100 円未満切り捨て

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注 1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 (特になし) 雇用増 (5 人超)	・ 用地取得費 × 25% (注 2) ・ ソフト産業 専用回線使用料 × 25% ・ " 土地・工場賃借料 × 25% + 10 万円 × 増加雇用者数	用地取得補助 2,500 万円 ソフト産業施設補助 2,500 万円 雇用促進補助 500 万円 ※設備投資額の 10% 以内

(注 1) 製造業は用地取得後 3 年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から 3 年以内が補助期間となります。

(注 2) 指定地。認定地は、20/100 となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注 1)	地域指定	措置の種類 (注 2)	適用要件
製造業、旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,700 万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700 万円超 雇用増 15 人超 (製造業を除く)

(注 1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

(注 2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも 3 年間です。

● 伊佐市

【お問い合わせ先】

伊佐市役所 企画政策課 TEL 0995-23-1311(内線 1305)

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合（経営特別指導員を有する組合に限る）を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり ・鹿児島県制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済制度資金
資金用途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額（借入額）の2.0%以内
助成額	補助対象事業額（借入金）に上記補助率を乗じて得た額。 ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	① 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること ② 商工会等の会員であること ③ 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること ④ 市民税・固定資産税等の滞納がないこと ⑤ 上記概要に趣旨が一致していること

■伊佐市市街地活性化空き店舗活用事業補助金

概要	にぎわいのある市街地を形成するため、都市計画により区画整理された範囲にある空き店舗を利用した新事業に要する経費に対し補助する。
対象制度資金	① 対象施設の設置に要する改装費又は改築費 ② 空き店舗の賃借料 ③ 消耗品及び備品の購入費 ④ 宣伝広告費 ⑤ その他
補助率	補助対象経費の1/2以内（上限100万円）
補助対象者	伊佐市内に住所を有し、以下いずれにも該当する者 ① 業務に使用する物品の購入及び業務の発注を伊佐市内業者で行う者 ② 空き店舗を利用し、12箇月以上継続して事業を行う者 ③ 伊佐市商工会へ加入していること

● 指宿市

【お問い合わせ先】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課（商工運輸係） TEL 0993-22-2111（内線 312）

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 <ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業制度資金・日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く）・商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く）
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

● 西之表市

【お問い合わせ先】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111（内線 271、274）

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内（1年以内の据置期間含む）

■西之表市商工業振興資金利子補給助成金

目的	市内の商工業者で対象となる資金を借り入れた者に対し、利子補給補助金を交付し、商工業者の経営の安定を図り、もって本市商工業の振興に寄与する。
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に6か月以上居住していること・商工業者又は創業予定者であること・商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること・市税等の滞納がないこと
対象となる資金	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業融資制度・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。)・商工貯蓄共済融資制度資金

	(積立金の範囲内の資金は除く。) ※借入期間が1年未満の資金は対象としません。 ※借換えに当たる資金は対象としません。 ※補助をするのは、資金を借り入れた初年度のみとします。
補助金の期間 及び補助率	融資を受けた総額の1%以内(利率が1%未満の時は融資利率が上限) 1事業者への補助額は、20万円を限度とします。
提出期限	毎年度1月末とします。

● 日置市

【お問い合わせ先】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-248-9409 (直通)

■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	・市内在住の商工業者 ・市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 ・県信用保証協会を通じての県制度資金 ・日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 ・鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
資金種別	設備資金 市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。
借入額返済期間	借上額が上記区分ごとに1件につき100万円以上で、かつ返済期間が36月以上
補助率 及び 補助対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の2%以内 運転資金が借入額の1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が2,500万円 運転資金が2,000万円
添付書類	・金融機関が発行する借入金明細証明書 ・委任状 ・設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあっては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあっては、契約書等の写し) ※設備投資資金のみ
提出先	日置市商工会

● 曽於市

【お問い合わせ先】

曾於市役所 経済課 TEL 0986-76-8808

■曾於市商工業者の設備投資に対する利子補給補助金

目 的	曾於市商工業者が市内での購買意欲向上を図るために、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする 施設設備	<ul style="list-style-type: none">① 店舗の新築及び増改築② 営業用貨物自動車（軽貨物及びライトバンを含む。）の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。③ 陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	<ul style="list-style-type: none">① 販売対策に意欲のあること。② 本市に住所を有していること。③ 営業所得が総所得の50%を超えていていること。④ 税の滞納がないこと。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">① 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3か年に分けて補助する。② 前項に規定する補助金の額は、1商工業者当たり1件100万円を限度とする。③ 第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市商工業者の経営改善資金に対する利子補給補助金

目 的	曾於市商工業者が、経営の安定及び向上を図るために経営改善に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補助対象	経営改善のために要した借入金とする。
借入資格	<ul style="list-style-type: none">(1) 経営の安定及び経営改善に意欲があること。(2) 本市に住所を有していること。(3) 営業所得が、総所得の50%を超えていていること。(4) 税の滞納がないこと。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">(1) 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3年に分けて補助する。(2) 規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

● 霧島市

【お問い合わせ先】

霧島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2512・2515)

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目 的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補 助 対 象 と な る 制 度 資 金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 <ul style="list-style-type: none">・鹿児島県制度資金・日本政策金融公庫・商工貯蓄共済制度資金 <p>※前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 借入期間1年未満の資金b) 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金c) 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補 助 対 象 期 間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補 助 率 及 び 利 子 補 給 対 象 借 入 限 度 額	一事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円とします。融資を受けた場合の補助率は、借入金額の1%（1,000円未満切り捨て）です。 (平成27年度は、経済状況等に鑑み、補助率を2%としています。)
申 請 書 提 出 先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申 請 書 類	提出していただく書類等については以下のとおりです。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 <ul style="list-style-type: none">・委任状（商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります）・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し・市税の滞納がないことを証する書類（市の発行する滞納のない証明書）・融資実行日が確認できる書類（支払明細書等）
提 出 期 間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目 的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借り入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。
補 助 対 象 と な る 制 度 資 金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。 ① 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 ② 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 ③ 県内市町村制度資金
補 助 対 象 期 間	償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して5年間とし、年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。

補 助 率 及 び 利 子 補 給 対 象 借 入 限 度 額	<p>補助率は、次の融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資区分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td><td>年1.80%</td></tr> <tr> <td>200万円超600万円以下</td><td>年1.35%</td></tr> <tr> <td>600万円超1,500万円以下</td><td>年0.90%</td></tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200万円以下	年1.80%	200万円超600万円以下	年1.35%	600万円超1,500万円以下	年0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年1.80%								
200万円超600万円以下	年1.35%								
600万円超1,500万円以下	年0.90%								
申 請 書 提 出 先	商工振興課に、補助計算期間（前年度の1月1日から当該年度の12月31日まで）の翌年の2月5日までに提出してください。								
申 請 書 類	<p>申請時必要な書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書（第1号様式（第5条関係）） ・中小企業災害復旧資金利息支払証明願（第2号様式（第5条関係）） ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・事業報告書（第3号様式（第5条関係）） ・市長が必要と認める書類 								

■霧島市商店街活性化事業補助金

目 的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において、商店街の街路灯設置やLED化、イベント事業等に対し事業補助を行うものです。
補 助 対 象 者	<p>補助対象者は本市内各通り会です。 なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 ② 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること ③ 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること ④ 役員体制が確立されていること
申 請 窓 口	<p>商工観光部 商工振興課 ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。</p>
補 助 対 象 事 業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定・イベント事業 各通り会の特色を生かしたまちづくりを進めるための計画策定（そのための勉強会、研修会等の開催も含む）やイベントの実施に要する費用で、適当と認められるもの。 (補助限度額) 各通り会1事業あたり 60万円 ※ただし初年度限りの補助とする。 ・施設整備事業 おおむね5年以上活用可能な施設の整備（防犯カメラ、街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕等）に要する費用で適当と認められるもの。 (補助限度額) 各通り会1事業あたり 600万円 ※スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外。
補 助 率	50%以内 (国・県の補助事業との併用も可能としています。詳しくはお問い合わせください。)

■霧島市空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金

目 的	空き店舗等ストックバンク（霧島市内の空き店舗・空き家の情報を一元管理し、公表することで活用を図る事業）に登録されている空き店舗、空き家を利用した営業を希望する創業予定者に対し、営業を行う店舗部分の家賃補助を行うものです。
補 助 額	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域外 家賃の 2 分の 1 (上限 5 万円) ・中山間地域 家賃の 3 分の 2 (上限 5 万円) <p>※家賃補助の期間は 1 年間を基本とします。</p>
補 助 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市内に住所を有するものであること。もしくは、開業日までに住民となるもの。法人の場合は、霧島市内に本店を有すること。 ・申請時において市税の滞納がないこと。 ・空き店舗等の所有者、当該所有者と生計同一者もしくは 2 親等以内の親族又はこれらのものが営む法人もしくはその他団体でないこと。 ・霧島市内の店舗を廃業又は休業するものでないこと。 ・事務所的な業務及び酒類を主に提供する店舗並びに、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）に定める業種、その他商店街のイメージを損なうような業種でないこと。 ・出店希望者は、事前に対象となる空き店舗等の所有者との間に契約または仮契約を済ませること。 ・通常週 5 日以上、昼間の営業を主として行う業種であること。昼間と夜間の境を午後 6 時とし、昼間の営業時間が夜間の営業時間に上回るものとする。 ・店舗開業日より原則 3 年間以上営業が出来る者。 ・商工会議所、商工会の会員になることを確約できる者であり、開業後も引き継続すること。 ・補助金交付決定通知前に営業を開始していないこと。 ・過去において家賃補助を受けた者でないこと。 ・住居併用の店舗を借用し、家賃が一括で契約をされている場合は、店舗部分と住居部分の面積で家賃を按分し店舗部分のみを家賃算定の基礎とすること。 ・集団的、常習的に暴力行為を行う恐れのある組織の構成員でないこと。
申 請 窓 口	商工観光部 商工振興課
申 請 書 類	<p>申請時必要な書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島市空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） ・住民票（申請時に住民票がない場合は、住民となる旨の確約書）、法人の場合定款及び登記事項証明書 ・滞納がないことを証明する書類 ・空き店舗等の所有者との契約書又は仮契約書の写し ・店舗出店計画書 ※ ・開業資金計画書 ※ ・誓約書 ・商工会議所、商工会への加入証明 ※商工会議所、商工会の支援を受けたビジネスプランを作成し、それに基づき店舗出店計画書並びに開業資金計画書を作成すること。

● いちき串木野市

【お問い合わせ先】

いちき串木野市役所 水産商工課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目 的	商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の1.2%（上限30万円）を補助する。
対象となる制度資金	<ul style="list-style-type: none">① いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。② 借入額が100万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。③ 借入期間が3年以上であること。④ 次の制度資金であること<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金・日本政策金融公庫制度資金・商工貯蓄共済融資制度資金 <p>※制度資金の借換えの場合について</p> <p>新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。</p> <p>例) 当初1,000万円借入。返済で元本額が600万円までになった。借換で1,000万円借りたとしたら600万円を越える400万円が対象となる。</p>
補助対象事業等	本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。 <ul style="list-style-type: none">① 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者② 市税の滞納がない者

● 南さつま市

【お問い合わせ先】

南さつま市役所 商工水産課 TEL 0993-53-2111(2139)

南さつま市ホームページ <http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/>

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目 的	市内の中小企業者の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	市の定める鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">① 市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。② 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
融資額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	7年以内（うち、据置き6か月以内）
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の別表に定める利率

連 帯 保 証 人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
申 込 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目 的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 者	南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
申 込 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目 的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補 助 の 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工会議所又は商工会を通じて借り入れたものであること。 ② 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 ③ 借入期間が3年以上であること。 ④ 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者 ② 商工会議所又は商工会の会員である者 ③ 市税の滞納がない者
補 助 額	補助金の額は、借入期間に借り入れた制度資金の額に2%以下を乗じて得た額とする。ただし、補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
受 付 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

■南さつま市企業立地促進補助金

目 的	市内の企業立地を促進し、産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補 助 の 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ① 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設 ② 事業所用地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。 ③ 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。 ④ 工場立地法に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。
補 助 額	対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。補助金の限度額は、4,500万円(増設及び移転の場合は2,000万円)とする。
受 付 窓 口	南さつま市商工水産課

■南さつま市販路拡大支援事業補助金

目 的	市内で事業を営む者が自社製品の販路拡大及び販路促進を図ることを目的とする。
補 助 の 対 象	① 県外及び海外の商談会等で、申請者以外の者が開催するものであること。 ② 常設の商談会等でないこと。 ③ 申請者が単独で出展する商談会であること。 ④ 同様の趣旨で交付されるほかの補助金を受けていないこと。
補 助 対 象 者	① 市内に事務所を有し、同一の事業を1年以上継続して営んでいる者であること。 ② 市税を滞納していない者であること。 ③ 1年以上市内に住所を有するものであること。
補 助 額	5万円を限度額とし、補助対象経費の2分の1以内の額。
受 付 窓 口	南さつま市商工水産課

■南さつま市空き店舗等活用事業補助金

目 的	本市の空き店舗等の解消を図り、商店街等の魅力やにぎわいづくりを目的とする。
補 助 の 対 象	移転、閉店等により3か月以上事業の用に供されていない店舗、事務所、倉庫を活用し新たに商業等を行うものであること。
補 助 対 象 者	① 1年以上営業を継続できる者 ② 市民生活の安全と平穏を阻害するおそれのない者 ③ 市税等を滞納していない者
補 助 額	① 店舗改装費 50万円を限度額とし、補助対象の2分の1以内の額。 ② 賃借料 月額3万円とし、事業開始日の属する月の翌月から連続して12か月以内とする。
受 付 窓 口	南さつま市商工水産課

● 志布志市

【お問い合わせ先】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

■緊急商工業資金利子補給金

目 的	商工業の体质強化及び経営の安定を図ることを目的としています。
対 象 者	商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者で、次の各号のいずれにも該当するもの ① 市内に本社を有する者 ② 志布志市商工会に加入している者 ③ 市税を滞納していない者
対 象 と な る 制 度 資 金	志布志市商工会を通じて融資を受けた次に掲げる制度資金の利子 ・鹿児島県制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫資金 ・商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金を除く）
補 助 金 額	平成23年1月1日から平成26年12月31日までの間に受けた融資につき、同年1月1日から同年12月31日までの間の融資利率年1パーセント以内の額 (算定した緊急商工業資金利子補給金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
限 度 額	300,000円

■販路拡大支援事業

目的	市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加するための費用の一部を助成することにより、市内産品の販路拡大と P R を図る。
対象者	① 志布志市内に事業所を有し、且つ志布志市商工会会員であること ② 市税を滞納するなど法令に抵触し補助が適当でないと認められる事業者ではないこと
補助金額	日本国内で開催される商談会及び物産展等への出展料の 2/3 以内及び出展に際し要する 2 人分の旅費の各 1/2 以内。1 事業者あたり年度 1 回とする。
限度額	500,000 円

● 奄美市

【お問い合わせ先】

奄美市役所 商工観光部 商水情報課 TEL 0997-52-1111 (内線 1424)

■奄美市大島紬販路開拓資金融資

目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 ① 奄美市内に住所を有する者であること ② 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する組合であること ③ 前号に規定する組合の組合員（以下「組合員」という。）であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする。
資金の用途	資金の用途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 ① 融資の限度額 4 億 8 千万円以内 ② 融資期間 1 年以内 ③ 利率 年 1.875% ④ 償還方法 一括又は分割償還 ⑤ 担保等 商工中金の定めるところによる 商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 ① 融資の限度額 1 組合員当たり 2,000 万円 ② 融資期間 1 年以内 ③ 利率 年 2.375% ④ 償還方法 一括又は分割償還 ⑤ 担保等 組合が指定する受取手形（商業手形の割引きを含む。）、不動産担保及び商品担保とする。

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 業種：水産養殖業、製造業、情報サービス業・インターネット付隨サービス業・コールセンター業（以下「情報通信業等」という。）試験研究の業務
助成措置	<p>① 土地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>② 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>③ 雇用奨励金の支給 新規地元雇用者の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>④ 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>⑤ 事業所賃借料助成金の支給 情報通信業等施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>⑥ 通信回線使用料助成金の支給 情報通信業等施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>⑦ 研修助成金の支給 情報通信業等施設において新たに雇用される地元雇用者の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 企業の進出にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業用地を取得した日（分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。）若しくは情報通信業等施設の設置に当たり事業所を賃借した日から 2 年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後 2 年以内の者 ② 企業の進出に伴う設備投資額（用地取得費を除く。）が 2,000 万円以上であること ③ 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において 8 人以上であること ④ 鹿児島県公害防止条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号）その他法令に違反していないこと ⑤ 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること <p>(2) 企業の高度化にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後 2 年以内の者 ② 企業の高度化に伴う設備投資額（用地取得費を除く。）が 1,500 万円以上であること ③ 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において 3 人以上であること ④ 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと ⑤ 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日（分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。）から 2 年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後 2 年以内の者とする。</p>

助成措置の種別 助成金等の額	<p>【用地取得助成金】</p> <p>用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に 10 分の 1 を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額 ② 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に 10 分の 50 を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に 10 分の 50 を乗じて得た面積の取得額に相当する額用地取得助成金の交付額は、1,000 万円を限度とする。 <p>【企業施設設置奨励金】</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積（内陸部に設けた部分に限る）に 1 m²当たり 1 万円を乗じて得た額 ② 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に 1 m²当たり 1 万円を乗じて得た額 ③ 企業施設のうち、情報通信業等施設及び研究開発施設（以下「研究所等」という。）の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に 1 m²当たり 3 万円を乗じて得た額企業施設設置奨励金の支給額は、1,000 万円を限度とする。 <p>【雇用奨励金】</p> <p>雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数（※）に、12 万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。</p> <p>雇用奨励金の支給総額は、2,000 万円を限度とする。</p> <p>※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日（操業開始の日前 3 月以内に雇用された者を含む。）から 1 年を経過した日までを初年度とし、3 年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p> <p>【緑化奨励金】</p> <p>緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあっては、緑化面積 1 m²当たり 1,500 円を乗じて得た額 ② 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあっては、緑化面積 1 m²当たり 3,000 円を乗じて得た額 <p>前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に 10 分の 8 を乗じて得た面積の範囲内とする。</p> <p>緑化奨励金の支給額は、300 万円を限度とする。</p> <p>【事業所賃借料助成金】</p> <p>事業所賃借料助成金の支給額は、情報通信業等施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、操業開始の日から 3 年間に要した費用に限る。</p> <p>【通信回線使用料助成金】</p> <p>通信回線使用料助成金の支給額は、情報通信業等施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、操業開始の日から 3 年間に要した経費に限る。</p> <p>【研修助成金】</p> <p>研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される 1 人につき 5 万円を上限とする。ただし、操業開始の日から 3 年間に要した経費に限る。</p> <p>（研修等助成金の合計額）</p> <p>支給される助成金の 1 年間の合計額は、1,500 万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500 万円を上限とする。</p>
---------------------------------	--

■奄美市中心商店街活性化資金等保証料補助制度

目 的	中心商店街における事業者が、県の融資制度等を活用して事業資金を調達するにあたり、保証機関の保証料に対し補助金を交付することにより、円滑な事業資金の調達を促進する。
補 助 対 象 融 資	鹿児島県中小企業融資資金の内、奄美群島開発基金が保証する全ての融資制度で、平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに融資を受けたもの。
補 助 対 象 金 額	一括して前納した保証料の全額（限度額 30 万円）
補 助 対 象 者	① 中心商店街及び区画整理事業内に事業所を有する者。 ② 中心商店街への出店を行うために融資を受けた者。

■奄美市中心商店街及び末広・港地区店舗等併用住宅建設促進事業

目 的	末広・港地区画整理事業区域内において、店舗の建て替えを促進し、商業集積を維持するとともに、まちなか居住の促進を図る。
補 助 内 容	末広・港地区画整理事業区域内において、建築物の低層階（1 階）に特定の店舗を建設するとともに、2 階以上に特定の住宅を建築した者に対し、売り場面積 1 m ² あたり 2 万円の支援を行う。（補助限度額 300 万円）
対 象 区 域	中心商店街及び末広・港地区画整理事業の区域内。
補 助 対 象 者	対象区域内で店舗等併用住宅を建設する民間事業者等。
補 助 対 象 限 度 額	中小企業者一人当たり融資金額のうち 1,500 万円
対 象 要 件	<p>〈整備する住宅の要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該住宅の床面積が、50 m²以上であること。 ② 2 以上の居住室を有すること。 ③ 住戸設備（水洗便所、浴室、台所、洗面設備など）が専用であること。 <p>〈整備する店舗の要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 周辺地域の風紀等への影響を及ぼす恐れのある店舗を入居させないこと。 ② 店舗部分に独立してトイレを備えること。 ③ 店舗棟と住戸部分は個別に使用できる形態となっていること。（住居と一体となっていないこと。） <p>〈建築物及び敷地の基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ② 4 階以上の建物には、エレベーターを設置すること。

■奄美市中心商店街出店支援事業

目 的	商店街の活性化を図るために、魅力ある多種多様な業種が集積して立地していることが不可欠であることから、商店街区域へ新たに出店する者に対し家賃補助を行い、商業集積を促進し、中心商店街の活性化を図る。
補 助 内 容	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者（ただし、区域内での移転による場合は除く）に対し、店舗賃料の 1/2（上限 10 万円／月）を最長 24 月間支援する。 特例として、中心商店街の末広・港地区画整理事業区域内への出店については 2/3（上限 15 万円／月）とする。
対 象 区 域	中心商店街
補 助 対 象 者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街魅力アップ(店舗改装)支援

目 的	既存店舗のリフォーム等に対する支援を実施することにより、魅力ある商店街の形成を図るとともに、新規出店等にかかる内装費用等に対する支援を実施し、中心商店街への出店意欲を向上させ、中心市街地の活性化を図る。
補 助 内 容	中心商店街区域で小売業・飲食業・サービス業を営む者（新規出店者含み、まちなか居住推進事業補助金の交付を受けた者は除く）が行うリフォーム等にかかる費用に対しその1/2（上限50万円）を補助する。 特例として、中心商店街の末広・港土地区画整理事業区域内への出店については、補助率2/3（上限80万円）とする。
対 象 区 域	中心商店街
補 助 対 象 者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街商業集客施設立地促進補助金制度

目 的	生鮮を含む食料品を主として販売する一定規模以上の売り場を有する小売業者に対し支援を行うことにより、中心商店街における商業集客拠点施設の立地を促進し、商店街の集客力の向上及び歩行者通行量の増加を図り、中心市街地の活性化を図る。
補 助 内 容	中心商店街区域で新たに店舗面積200m ² 以上のスーパーを営む者に対し、店舗を営むために必要な建物賃借料等（店舗賃料、来街者用駐車場、倉庫・事務所等賃借料、借地料を含む）補助対象経費の1/3（200m ² ～500m ² は上限15万円、500m ² 以上は上限：30万円）を最長60月間支援する。
対 象 区 域	中心商店街
補 助 対 象 者	中心商店街区域において新たに店舗面積200m ² 以上のスーパーを営む者
事業計画の認定	〈事業計画の認定要件〉 ① 中心商店街における集客向上に相当程度寄与すると認められること。 ② 周辺地域への風紀等を維持するうえで著しく悪影響を及ぼす恐れがないこと ③ 補助金交付終了後も、相当期間営業を継続する見込みが高いこと

● 垂 水 市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については電話等でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

垂水市役所 水産商工観光課 TEL 0994-32-1111（内線266）

● 南九州市

【お問い合わせ先】

南九州市役所 商工観光課 TEL 0993-83-2511 (内線 2061) FAX 0993-83-2050

■商工振興資金利子補給補助金

目 的	市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。
補 助 対 象 者	次の各号のすべてを満たしている者とする。 ① 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。 ② 商工会の金融斡旋に基づくこと。 ③ 市税等の滞納がないこと。
対象となる制度資金	次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。 ・鹿児島県中小企業制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金
補 助 率	利子補給 借入金額の1.5%以内
補 助 限 度 額	30万円

● 姶良市

【お問い合わせ先】

姶良市役所 商工観光課 企業商工係 TEL 0995-66-3111 (内線 242)

《姶良市の融資制度》

■姶良市商工業振興資金利子補給補助制度

目 的	市内の商工業者が、事業に必要な運転資金、設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し1年に限り、利子の補給補助金の交付を受けられます。
対象者の要件	① 市内に6か月以上継続して住所又は事業所を有している小規模企業者 ② 姶良市商工会に加入している商工業者 ③ 市税の滞納がない者
対象資金	・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済制度資金 ※借入期間が48ヶ月以上のものが対象です。
対象となる借入資金	・運転資金：事業経営を行うために借り入れた資金。 ・設備資金：店舗改装・機械備品の購入など事業経営に必要な設備資金。 (ただし、事業目的外の施設・設備などは対象外とします。)
補助限度額と補給率	・運転資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を1,000万円とし、補給率は補給対象事業額の1.5%以内。 ・設備資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を2,000万円とし、補給率は補給対象事業額の2%以内。
手続き方法	商工会を通して申請して下さい。

《姶良市の企業立地に関する補助金及び優遇制度》

■用地取得費補助金

目的	一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、用地取得額に応じて、補助金が交付されます。
補助金額	土地取得費の30%以内
限度額	雇用者数5人以上 20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上 50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円
要件等	① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ② 用地取得面積が1,500m ² 以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③ 雇用者5人以上 ④ 市との立地協定の締結 ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

■雇用促進補助金

目的	一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。
補助金額	地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円加算
限度額	500万円
要件等	① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ② 用地取得面積が1,500m ² 以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③ 雇用者5人以上 ④ 市との立地協定の締結 ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

■条例に基づく固定資産税の課税免除

概要	製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。
課税免除	3年間の課税免除
対象業種	<市内全域> 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究設備 <過疎地域> 製造業、コールセンター
要件 (設備等取得価格)	<市内全域> 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円 <過疎地域> 2,700万円

● さつま町

【お問い合わせ先】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111 (内線 2283)

■ さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目 的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 と な る 事 業	① 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備をいう。 ② 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補 助 対 象 者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者。 ② 町税等を完納している者。 ③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者。 ④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。
補 助 金 の 額	補助金の額は、当該事業費の20万円超過分の30%以内で、限度額は100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。

■ さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

目 的	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 者	① 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の方若しくは個人。 ② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する者。 ③ 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む者。 ④ 町税等を完納している者。 ⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした者。
補 助 対 象 業 種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等（業種については、ホームページ参照）。
補 助 対 象 と な る 事 業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含まない。
補 助 率	事業費の20万円を超過した分の30%以内（算出額の1,000円未満端数切捨）ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。
助 金 限 度 額	50万円

■さつま町商工業新規参入者支援補助金

目 的	さつま町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、さつま町の商工業の発展に寄与することを目的とする。
補 助 金 交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること。 ② 認定申請時までに年齢が 55 歳未満であること。 ③ 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く。）は除く。）を有する者であること。 ④ 税務署に開業届を提出した者であること。 ⑤ 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。 ア. 両親、イ. 町内在住者、ウ. 町長が認める町外在住者 ⑥ 他の優遇措置を受けていないこと。
補 助 金 の 額	補助金の額は、月額 5 万円を 12 ヶ月の間、月単位で支給。

■さつま町商工業制度資金利子補給助成金

目 的	町内の商工業者の経営の安定と育成及び振興を図るため、予算の範囲内において、制度資金の借入者に対し、利子補給助成金を交付する。
助 成 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法に基づく中小業者で、町内の商工会に加入していること。 ② 商工会の金融あっせんに基づく資金の借入であること。 ③ 町税等の滞納がないこと
助 成 対 象 と な る 制 度 資 金	次に掲げる制度資金で、借入期間が 1 年以上の事業経営に必要な運転資金及び設備資金。ただし、借換えに相当する借入額は対象とならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く。） ・商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く。）
助 成 率 及 び 助 成 限 度	融資を受けた金額の 1 パーセント（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）以内
助 成 限 度 額	1 事業者につき 20 万円 算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。

組合インタビュー

～業界の発展は「技術力向上」「人材確保・育成強化」「地域貢献」から～

鹿児島県測量設計コンサルタント協同組合 理事長 塚脇 伸 氏

測量設計業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、技術力向上や人材確保等に積極的に取組む鹿児島県測量設計コンサルタント協同組合を訪問し、理事長の塚脇 伸氏にお話を伺いました。



塚脇 伸 理事長

➤ 組合設立の背景を教えてください

測量設計は、国民の快適で安全な生活に不可欠な、道路・橋梁・上下水道などの社会資本整備に欠かせない重要な仕事です。

組合設立前の本県においては、大手企業の進出等による競争激化により、受注の減少、技術者不足のほか、資本力の弱さから設備の近代化も困難な状況にありました。

そこで、近代化の推進、技術の向上、経営の合理化及び組合員相互の親睦を図ることを目的に、昭和 50 年 9 月に県内業者 11 社で組合を設立しました。

➤ 業界を取り巻く環境は

当業界にとって人材確保・育成強化は喫緊の課題であり、今後、生き残りをかけて取組んでいく必要性に迫られています。そこで、組合は測量設計業合同就職面談会や求職者向け現場見学会の実施をはじめ、技術力向上を図るための研修会開催など積極的に取組んでいるところです。

一方、人材確保対策には、やりがいだけでなく生活の安定や先を見通せる業界にしていくことが不可欠であり、そのために業界及び関係機関が力を合わせて取り組むことが重要です。

➤ 組合事業について

共同受注をはじめ、資材の共同購買、金融事業、教育情報提供事業等を実施しています。

特に、共同受注は、契約履行の体制が整備された組合として「官公需適格組合」の認定を受け、発注者である県・市等に積極的に働きかけています。この取り組みがきっかけとなり、昨年 10 月に鹿児島市と測量設計業人材確保・育成業務の契約を締結し、雇用・待遇改善に関する事業を実施いたしました。また、11 月には官公需適格組合の更新が認定され、気持ちを新たに、諸事業に積極的にチャレンジしていきたいと考えています。

➤ 今後の抱負

上山前理事長の勇退を受けて、昨年 5 月に理事長をお引き受けしました。

歴代理事長の偉大な功績に責任の重さを痛感しておりますが、副理事長としての 6 年間の経験を活かしながら、組合を取り巻く様々な課題の解決に向けて取組みたいと思います。

また、組合は今年で 40 周年を迎えます。これを機に、新規加入の促進を図るとともに、組合員がさらに団結し、業界及び地域社会の発展のため一歩ずつ前進して参る所存です。

〔組合の概要〕

◇代表者	理事長 塚脇 伸
◇組合員数	49 人（平成 27 年 6 月 8 日現在）
◇主たる事業	共同受注、共同購買、金融事業、教育情報提供事業
◇組合員資格	測量業を行う小規模事業者
◇連絡先	鹿児島市真砂町 48 番 1 号 Tel 099-253-9354 fax 099-258-6633

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

総合エネルギー企業として 地域社会の発展に貢献する

太陽ガス株式会社 代表取締役 小平 竜平 氏

国内経済は、緩やかな回復基調にあるが、消費税率引上げによる個人消費の低迷や円安傾向による原材料価格や燃料費等の高騰による企業収益の悪化など、厳しい状況が続いている。

また、地方においては、基盤となる農林水産業の衰退や人口減少が進行しており、成長戦略の推進による地方再興が喫緊の課題となっている。

こうした中、地域密着で事業を展開する日置市の太陽ガス株式会社を訪問し、代表取締役の小平竜平氏にお話を伺いました。



小平竜平 代表取締役

I 会社の歴史について

昭和 50 年に日置地区の液化石油ガス小売業者 8 社が、ガス供給の一元化と規模的拡大を目的に事業を協業化し、「太陽ガス協業組合」として創業しました。

この間、全営業所のコンピュータオンライン化にいち早く取り組んだほか、ガス安心補償制度の導入や集中監視センター設置にも取り組み、昭和 58 年には中小企業庁長官表彰を受賞しました。

平成 24 年 8 月には、リフォームへの取組みや、ガス以外のエネルギー供給等を目的とした事業拡大を行うため、「太陽ガス株式会社」に組織変更し、今日に至っております。

II 会社の取り組みについて

➤ エネルギー供給を中心とした事業多角化への取組み

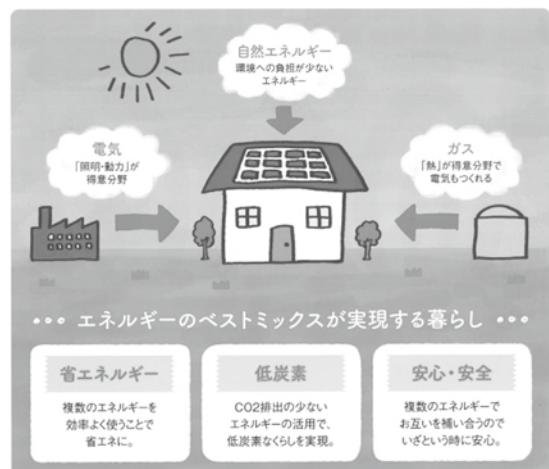
昭和 54 年のつつじヶ丘団地への供給を皮切りに、昭和 55 年には鹿児島県住宅供給公社が開発した妙円寺団地の約 2,850 世帯へのガス供給等を行ってまいりましたが、現在は、日置市、鹿児島市、いちき串木野市、薩摩川内市の約 18,500 世帯のお客様にガスを供給しています。また、サービス拠点として伊集院、松元、串木野、湯之元の 4 営業所を設置し、LP ガス販売に加えて、ガス器具の販売、リフォーム、太陽光・太陽熱・コージェネ関連機器の提案などを通じて、皆さまの快適な暮らしをサポートできる企業を目指しています。

なかでも、いちき串木野市で施工したリフォームは、ジェルデザインコンテスト 2012 の審査員賞を受賞するなど、その品質の高さが証明されました。

➤ エネルギーのベストミックスの提案

エネルギー資源の大部分を輸入に頼る日本は、地球環境に配慮しながら、経済的かつ長期的に安定したエネルギーを確保することが大きな課題です。

そこで、お客様のご家庭ごとのライフスタイルや家族構成に合わせて、ガスと電気の2種類のエネルギーを上手に使い分けて活用する、「エネルギーのBestMix（ベストミックス）」を提案しています。



➤ 組合制度の活用

弊社は、長年にわたり協業組合として各種制度を活用して事業拡大を図ってまいりました。

その後、事業多角化の観点から株式会社に組織変更しましたが、現在も、西薩ガス事業協同組合の一員としてマイコンメーター設置、顧客管理及び保守等の共同事業を活用しています。

また、業務改善やマーケティング、スキルアップ等も組合の研修事業を活用するなど組合制度のメリットを積極的に活用しています。

III 経営革新の取り組みについて

➤ 小水力発電とエネルギーの地産地消

小水力発電とは河川や用水路等の身近な水流を利用して発電を行う仕組みで、環境に優しく、水資源に恵まれた日本に合った方式と言えます。

しかし、現行の発電設備は、100kw以上発電可能な場所でなければ採算が合わず、日置市では50kw超のポテンシャルが得られないため実現は困難でした。

そこで、50kw以下でも採算が取れる螺旋式水車による小水力発電システムの開発及び製造・販売を行う計画を策定し、鹿児島県の経営革新計画認定を受けました。今後、鹿児島高専や名古屋大学等の支援を受けながら技術開発に取り組んでまいります。

また、完成した小水力発電システムは、地元自治体や企業等に販売し、施工は地元業者を活用する予定です。これによって得られた電気は、自家消費を中心としますが、余剰分は地元の需要先に売電する仕組みを構想しています。

日置の水資源で発電した電気を地元で使用する“エネルギーの地産地消”が実現すれば、地域内で資金が循環することとなり、地域再生にも役立つものと期待しています。

《県の経営革新計画認定》

テーマ：環境に優しい小水力発電システム（螺旋式水車）の開発及び製造・販売

承認日：平成27年3月24日

IV 今後の取り組みについて

➤ 総合エネルギー企業として

平成 28 年に電力小売りが自由化されるのに合わせ、一般家庭向けの電気販売を開始する予定です。

これまでの LP ガス販売と併せて、「太陽ガスの地域電力」をキャッチフレーズに、電力販売事業を積極的に推進し、地域の暮らしや産業を支える総合エネルギー会社として取り組んでまいりますのでご期待ください。



➤ 情報発信について

弊社は、生活に不可欠なエネルギーを提供する企業として、お客様に情報を発信するため、HP 及び Facebook ページを開設しております。これからも、エネルギーの上手な使い方や弊社の取り組み等に関する情報をタイムリーに発信し、エネルギーの有効な活用を提案していきます。

また、毎年開催している「ふれあい祭り」は、エネルギーの上手な活用方法を提案するイベントとして、地元の皆さんに大変喜んでいただいております。

➤ 最後に一言

創業して 40 年、地元の皆さんに支えられて発展してまいりました。

これからも信頼され、愛される「太陽ガス」として、地域に必要とされる企業を目指して、社員一丸となってエネルギーの供給を中心に、付帯するリフォーム工事や小水力発電システムの早期実現を通じて地域の暮らしを支えていく所存です。

《太陽ガス株式会社》

◇設立	昭和 50 年 9 月
◇資本金	80,360 千円
◇事業概要	液化石油ガス販売 各種エネルギー製造及び供給 リフォーム及び住宅設備機器販売
◇代表者	代表取締役 小平 竜平
◇所在地	〒899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重 11 番地
◇連絡先	TEL 099-273-2651 FAX 099-273-2678 HP http://www.taiyo-gas.or.jp/



第15回 「少額減価償却資産の損金算入」について



本組合では、今年度 23万円のエアコンを購入する予定です。青色申告をしていれば、事業に必要な備品等のうち、30万円未満のものは全額を損金算入できると聞いたのですが、詳細を教えてください。



はい！お答えします！

- ◆ 租税特別措置法の規定により、青色申告書を提出する協同組合が、取得価額 10万円以上 30万円未満の減価償却資産を損金経理した場合、減価償却を行わず、その資産を事業に供用した時点で全額損金に算入することができます。

〔注意〕 損金に算入できるのは、1事業年度の取得価額の合計額が 300万円（事業年度が1年未満の場合には、300万円を 12で除してこれに当該事業年度の月数を乗じた金額）までとなります。

※従来通り、固定資産に計上し、法定の耐用年数で減価償却することもできます。いずれを選択するかは任意ですので、どちらが有利か、業績等を勘案の上で慎重に判断してください。

- ◆ なお、この特例により損金算入した資産についても、固定資産税（償却資産）の申告が必要となりますので、十分ご注意ください。



詳しいことは、中央会の担当指導員
に聞いてほしいぶ～



●『第60回 中央会通常総会』開催

本会の第60回通常総会が5月26日、会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルで開催された。

開会にあたり、中央会理念を全員で唱和した後、小正芳史会長が「我が国経済は、消費税引き上げにより個人消費が低迷し、景気回復の動きに足踏み感が見られた。また、円安傾向により原材料価格や燃料費等が高騰し、企業収益を圧迫する等非常に厳しい経営環境が続いている。政府は消費税再増税の延期を決めるとともに、更なる景気対策の結果、景気は全体的には緩やかな回復が見込まれるとの報告があるが、一方で、都市部と地方、大企業と中小企業の格差は拡大し続けて



おり、決して楽観できる状況ではない。

このような中、中小企業は、自社のあるべき姿を追求し、抜本的な経営革新を進めることが求められる。こうした状況を踏まえ、本会では、設備投資や試作開発を行う『ものづくり補助金』の事務局を引き続き担当し、総額26億円を超える県内中小企業の設備投資を後押している。また、経営革新支援機関として、中小企業の経営革新計画策定支援に取り組んでいる。本会は、60周年の節目を迎える12月に記念式典を開催するが、中小企業者の経済的地位の向上を目的に創設された組合制度は、これから10年、20年においてもますます重要な役割を果たすべきであり、本会は唯一の支援機関として期待に応えていきたい。」と述べた。



理念を唱和する下園副会長



挨拶を述べる小正芳史会長

続いて、伊藤祐一郎鹿児島県知事（佐々木浩副知事代読）、池畠憲一鹿児島県議会議長（瀬戸口三郎産業経済委員会副委員長代読）、森博幸鹿児島市長（山下正昭経済振興部長代読）から来賓祝辞が寄せられた後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、中央会会長表彰が行われた。



佐々木浩副知事



瀬戸口三郎県議



山下正昭経済振興部長

この後、秋元耕一郎副会長を議長に議案審議に入り、平成26年度事業報告・決算関係書類、平成27年度の重点目標を含む事業計画・收支予算案等が提出され、原案どおり承認可決された。

〔平成27年度 重点目標〕

- 組合等の組織化促進と事業活性化・経営革新支援
- 組合間連携の一層の推進による新規事業創出支援
- 中小企業・小規模事業者に対するものづくり補助金活用支援
- まちづくり支援、商業・サービス業革新支援
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁支援



栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展へのご尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰された。

(順不同・敬称略)

氏名	役職
北 薗 幸二	鹿児島県中古自動車販売(商工) 前理事長
鳥 越 澄 夫	鹿児島県環境整備事業(協) 理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

■中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合8組合、優良組合青年部1組合青年部、組合功労者20名、組合優秀事務局専従者11名、永年勤続従業員80名の方々を表彰した。

●優良組合（8組合）

(順不同・敬称略)



優良組合

組合名	理事長名
指宿市管工事業(協)	西川路政角
鹿児島県美容用品卸商(協)	広津健司
鹿児島市部分肉加工(協)	上村昌志
蒲生町商店街振興(協)	田中久嗣
サザングリーン(協)	大山修一
川辺エルピーガス販売(協)	橋口文雄
(協)運輸鹿児島	大迫秀夫
大隅建設(協)	森山双八



優良組合青年部

●優良組合青年部（1組合青年部）（敬称略）

所属組合青年部名	部会長名
鹿児島県味噌醤油工業(協)平成会	伊達英史

●組合功労者（20名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
久木山睦男	鹿児島県蒲鉾（協）	理事	仮屋義一	(協)城守会	理事長
桝山稔	鹿児島電気工事業（協）	理事	上川眞一郎	鹿児島県出店商業（協）	理事長
和田輝明	鹿児島県遊技業（協）	副理事長	荒木秀樹	鹿児島県薩摩焼（協）	専務理事
末吉直人	鹿児島木材産業（協）	理事	吉村望平	志布志貨物自動車業（企）	理事長
飯田正信	鹿児島県左官業（協）	理事長	笹山千枝子	国分酒造（株）	取締役会長
永松忠憲	南日本澱粉（協）	理事長	林龍平	鹿児島県自動車電装品整備（商工）	専務理事
南省治	鹿児島市中央卸売市場青果食品（協）	理事長	楠田哲久	鹿児島県書店（商）	理事長
本田義道	鹿児島県コンクリート製品（協）	副理事長	宮原良一	天文館にぎわい通商店街（振）	理事
新屋敷均	（協）鹿児島県鉄構工業会	理事長	庵下龍馬	一番街商店街（振）	理事長
町田猛	垂水桜島地区生コンクリート（協）	専務理事	日高正明	宇宿商店街（振）	副理事長

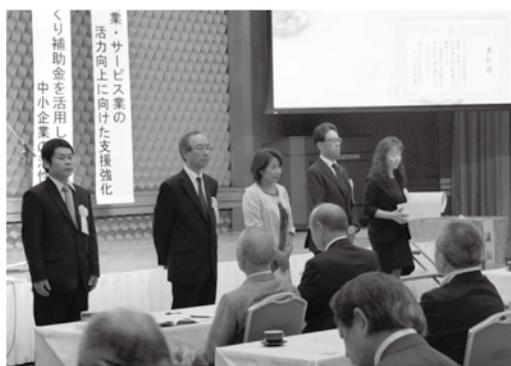
●組合優秀事務局専従者（11名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
山之内祥悟	鹿児島市管工事（協）	工務技術部 技師	堀ノ内美香	大隅地区生コンクリート（協）	経理・総務
岩崎登志乃	姶良伊佐電気工事業（協）		月野るり子	鹿児島県印刷（工）	事務長
鬼塚和代	鹿児島総合卸商業団地（協）	総務・経理課 課長	国師健一	鹿児島県中古自動車販売（商工）	事務局次長
鈴木一之	鹿児島生コンクリート（協）	営業係長	永谷伸市	鹿児島県ホテル旅館（生同）	事務局長
中渡瀬真弓	伊集院酒販（協）	主事	牧美智代	鹿児島県すし商（生同）	事務局
梅ヒトミ	赤帽鹿児島県軽自動車運送（協）				



組合功労者



組合優秀事務局専従者

● 永年勤続従業員 (80名)



永年勤続従業員

■叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

平成 26 年春・秋の叙勲・褒章受章者（叙勲 4 名、褒章 3 名）の皆様に小正会長より記念品を贈呈した。

(敬称略)

勲章	受章日	種別	氏名	役職
叙勲	平成26年春	旭日小綬章	増田 勇	全日本畠事業(協) 理事長 鹿児島県畠(工) 前理事長
		旭日双光章	川路 益満	鹿児島県左官業(協) 前理事長
		旭日单光章	特手 祐治	出水建設業(協) 前理事長
	平成26年秋	旭日双光章	前田 正人	鹿児島県建築業(協) 理事長
褒章	平成26年春	黄綬褒章	横村 満昭	鹿児島県建築業(協) 専務理事
	平成26年秋	藍綬褒章	久保 純一	鹿児島県川辺伝壇(協) 理事長
		黄綬褒章	谷口 幸司	鹿屋建設業(協) 理事長



叙勲・褒章受章者



●『中央会青年部会総会』開催 平成 27 年度の事業計画等を決議

中央会青年部会（有川裕幸会長 会員数 26 青年部会）の第 40 回通常総会が 5 月 7 日（木）、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」で開催された。

宮武副会長を議長に議案審議を行い、平成 26 年度事業報告及び決算関係書類、平成 27 年度事業計画及び收支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

なお、創立 40 周年記念事業を 10 月 21 日（水）に「城山観光ホテル」において開催することが決定し、今後実行委員を中心に準備を進めていくこととなった。



有川裕幸会長

平成 27 年度実施事業

【中央会補助事業】

(1) 青年部講習会

青年部活動の役割や中小企業活性化に必要な知識を習得する。

(2) 青年部研究会

業界が抱える課題等について次代を担う青年部が解決に向けての方策を研究する。



青年部講習会

【青年部自主事業】

(1) 第 28 回チャリティボウリング大会（6 月 6 日）

(2) かごんまわっせかフェスタ' 15（9 月 13 日）

(3) 創立 40 周年記念事業（10 月 21 日）

(4) 第 7 回ソフトボール大会（11 月 7 日）

(5) 全国大会青年部の集い in 沖縄（11 月 20 日）

(6) ボランティア事業（12 月予定）



わっせかフェスタ



チャリティボウリング大会



ソフトボール大会



ボランティア事業

— 中央会青年部会のご案内 —

昭和 50 年に結成した中央会青年部会は、本年度創立 40 周年を迎えます。現在、26 組織の青年部会を会員に、各種事業を通じて組合組織の活性化と次代を担う青年経営者等の育成に取り組んでいます。青年部活動のさらなる躍進のためにも皆様の加入をお待ちしております！



●『中央会女性部会総会』開催 平成 27 年度の事業計画等を決議

中央会女性部会（田島直美会長 会員数 28 名）の第 36 回通常総会が 5 月 8 日（金）、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で開催された。

田島会長を議長に審議を行い、平成 26 年度事業報告及び決算関係書類、平成 27 年度事業計画及び収支予算案等について、全議案が原案どおり承認可決された。

引き続き行われた研修会では、株式会社商工組合中央金庫鹿児島支店長の堂園哲也氏を講師に、「中小企業を取り巻く金融情勢について」と題して講演が行われた。

堂園支店長は、国内の経済及び金融の動向について説明し、本県では観光業への期待が高まっていると話した。

また、様々な分野で「女性の活躍」が改めて注目されており、今後、中小企業においては女性管理職の育成や労働環境の整備がますます重要になると述べ、研修会は終了した。



議案審議の様子



堂園支店長の講演

《平成 27 年度実施予定事業》

- ・女性キャリアアップセミナー、レディース交流会 （8月下旬）
- ・レディース中央会全国フォーラム/島根県 （11月 12 日～13 日）
- ・会員懇談会 （12月上旬）

【昨年度活動の様子】



レディース交流会



会員懇談会



宮崎県レディース中央会との交流会

～♪ 中央会女性部会のご案内 ♪～

本部会には 28 名の会員が加入しています。「楽しく」「明るく」をモットーにわきあいあいとしたアットホームな雰囲気の中で組合や企業の中で女性がさらに活躍できるよう定期的にセミナーや交流会を開催しています。

楽しいイベント盛りだくさん！皆様の加入をお待ちしております。

《お問い合わせ》連携情報課

生産性向上設備投資促進税制 個別相談のご案内

九州経済産業局及び鹿児島県では、「生産性向上設備投資促進税制」に関する個別相談を開催します。

本税制は、企業規模や対象業種に制限なく、製造業における新工場建設や生産ラインの増設のみならず、物流業における倉庫新設、小売業における新規出店や店舗省エネ化、サービス業におけるソフトウェア導入による業務効率化など、非製造業においても適用が可能です。自社の計画が要件を満たすか、どのように手続きすればよいか等について個別相談に応じます。

開催日時 平成 27 年 7 月 8 日（水） 13 時～17 時

開催場所 鹿児島県庁 10 階会議室（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

主 催 九州経済産業局、鹿児島県

そ の 他 個別相談の時間は、1 事業所あたり 20～30 分程度を予定
(申込状況により、時間を配分)

詳 細 HP http://www.kyushu.meti.go.jp/event/1506/150603_1.html

《生産性向上設備投資促進税制》

先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を導入する場合に、特別償却又は税額控除の税制措置を受けることができる。

対 象 青色申告をする法人・個人事業主

対象設備 一定の要件を満たす「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」

税制措置

- ・即時償却又は税額控除 5 %（建物・構築物は 3 %）の選択制
- ・中小企業の場合「中小企業投資促進税制」上乗せ措置適用により、税額控除が最大 10%

※税額控除の場合、税額控除額は、設備等取得価額の 5 %（建物・構築物は 3 %）相当額で、当期の法人税等の 20% が上限

【お問い合わせ・お申込み】

九州経済産業局 地域経済部 企業支援課

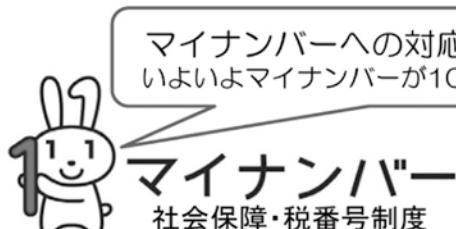
TEL 092-482-5435

FAX 092-482-5947

E-mail kyushu-kigyoshien@meti.go.jp

マイナンバー制度が10月から始まります！

パート・アルバイトを含む従業員を雇用するすべての事業者（組合及び組合員事業所）において、マイナンバーへの適切な対応が必要となります。



マイナンバーへの対応は順調ですか？
いよいよマイナンバーが10月から始まります！

パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての事業者（個人事業主も含みます）において、マイナンバーへの対応が必要になりますので、必要な準備を進めてください。

- 何から始めたら良いかわからない場合は、まず、国のホームページをチェックしてください。
 - ① インターネットで「マイナンバー」を検索
 - ② 内閣官房の「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」のページを開く
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 - ③ トップページの中ほどに「[フリーダウンロード資料](#)」のリンク先を開いて、以下の資料をチェック
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>
 - 動画でみるマイナンバー制度（事業者向け）
 - 中小企業向け ポイント資料（入門編）
 - マイナンバー導入チェックリスト1枚紙（両面刷り）
 - 経営者の方へ、配布に適した冊子

※ その他、内閣官房の「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」のトップページにある「事業者のみなさまへ」にリンクされている各種資料も御活用ください。

マイナンバー制度のお問い合わせは
マ イ ナ ナ バ ー

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日 9時30分～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

本会では、マイナンバー制度への対応を支援するため、セミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

テー マ：マイナンバー制度の概要とガイドライン

開催日時：平成27年7月24日（金）13:30～15:30

開催会場：ホテルウェルビューかごしま（鹿児島市与次郎2-4-25）



【お問い合わせ・お申込み】

中央会組織振興課

職場意識改善助成金のご案内

鹿児島労働局では労働時間等の設定の改善により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

対象となる中小企業

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業

助成対象となる取組

- ・労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）によるコンサルティング
- ・就業規則、労使協定等の作成・変更
- ・労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタコ、テレワーク用通信機器等の導入・更新
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

対象経費

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費

成果目標

目的	成果目標
a：年次有給休暇の取得推進	年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる
b：所定外労働の削減	月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

評価期間

成果目標の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

助成額

成果目標の達成状況	a・bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
助成額	対象経費の合計額×3/4	対象経費の合計額×5/8	対象経費の合計額×1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※労働能率の増進に資する設備・機器等は、a・bともに達成した場合のみ、支給対象となります。

申請手続

平成27年10月15日までに「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を必要書類とともに、鹿児島労働局 労働基準部 監督課に提出し、事業実施の承認を受けてください。

【お問い合わせ】

鹿児島労働局 労働基準部 監督課

TEL 099-223-8277

組合運営のスペシャリストを目指そう！⑧

～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～

次の文章は、中小企業基本法からの抜粋である。文中の [] の中に下記に掲げる語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入してください。

〔経営資源の確保〕

- 第 15 条 国は、経営方法の改善、[イ] その他の中小企業の [口] の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 一 中小企業の施設又は設備の [ハ] を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
 - 二 中小企業の [イ] を図るため、中小企業者が行う技術に関する [ニ] を促進し、国が行う技術に関する [二] に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、[木] 又は地方独立行政法人の試験研究機関及び [ヘ] と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び [ト] 養成の事業を充実すること。
 - 三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、[チ] に対し研修の事業を充実するとともに、新たな [リ] の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、[ヌ] その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

〔語 群〕

A 現場責任者	B 管理者	C 技能者	D 経営管理者
E 経営基盤	F 経営能力	G 経営力の向上	H 技術の向上
I 知的資産	J 資金提供	K 強化	L 助言
M 公共訓練	N 訓練	O 地方公共団体	P 大学
Q 民間研究機関	R 事業の分野	S 導入	T 研究開発

【平成 26 年度中小企業組合検定試験 組合制度第 2 問】

(解答は P59 に記載)

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験（毎年 12 月に実施）を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対して、「中小企業組合士」の称号を与える制度です。
皆様の積極的なチャレンジをお待ちしています。



鹿児島県内の業界情報

(平成 27 年 4 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

4月に入り諸原料を中心に値上げの話が多く寄せられている。円安が続く状況の中、経営環境はさらに厳しい局面に入ろうとしている。

酒類製造業

(平成 27 年 3 月分データ。単位 kℓ・%)			
区分	H26. 3	H27. 3	前年同月比
製成数量	13,793.4	13,710.8	99.4
移出 数量	県内課税 6,529.6	4,836.4	74.1
	県外課税 7,454.6	6,009.1	80.6
	県外未納税 3,405.3	3,597.7	105.6
在庫数量	221,025.5	240,222.4	108.7

漬物製造業

仕込み原料不足で依然出荷調整が続いている。

蒲鉾製造業

春休み、入学、花見、旅行シーズンで売上も期待していたが昨年並みであった。昨年4月は消費税アップで落ち込みが多かった月が昨年同様のまま推移した月であった。また、原材料、副資材、調味料等も値上げしており、各社値上げを行いたい所ではあるが、この状況では値上げができない。

軽節製造業

原料価格が昨年より少し高くで推移しているが、安定してきている状況で収益は少しづつ改善してきている。

菓子製造業

入学祝などの特別注文が以前に比べて少なくなっている。特別な日も安価な県外資本大型店やコンビニで済ます家族が増えているようだ。

茶製造業

1番茶も終盤である。共販実績は前年度同月比売上高 87% であった。

本場大島紬織物製造業

平成 27 年度 4 月の大島紬生産反数は 436 反であり、前年度の同月 4 月は 437 反であった。

木材・木製品製造業

製材製品の需要低迷は、相変わらずで荷動きに回復の兆しさえ見えない。実需不足は需給のアンバランスを生み、行き場のない製材製品はさらに値を下げる悪循環に陥っている。原木丸太も、バイオマス発電用材など新規需要の台頭により需給構造の変化が顕著となり、木材市場への出材が激減し製品需要不振と連動して価格が下落するという現状だ。例年までとは異なる展開と先の見えない実情に戸惑いの声もある。

木材・木製品製造業

新年度に入ったが、需要の鈍さは相変わらずとの声が多い。プレカット工場間においても受注に差があるようだ。先行きの見通しは大型連休明けの需要回復に期待するとの声がある一方、需要停滞は長引くとの見方も強い。今後、国や県などの新年度事業が出たら変わるのでとの声もあり、変わることに期待したい。

生コンクリート製造業

出荷量 107,747 m³ (対前年同月比 77.7%)。特に減少した地域は、鹿児島、串木野、姶良伊佐、大隅、種子島、奄美南部、喜界島である。特に増加した地域は、川薩、宮之城、南隅、屋久島、沖永良部である。官公需 42,815 m³ (対前年同月比 64.4%) 民需 64,932 m³ (対前年同月比 89.9%) 県全体で対前年同月比が大幅に減少したが、特に官公需の減少が顕著である。前年度からの繰越分が少なかったことが原因と考えられる。

コンクリート製品製造業

4 月度の出荷トン数は 4,924 トン、前年度同月比 74.6% となった。南薩地区を除く全ての地区にて減少しており、特に姶良・熊毛地区は前年度同月比 40% 台となっている。4 月度の受注も芳しくなく、業界の厳しい状況に変わりはない。

畳製造業

和室の占有率が低下し、リフォームの度ごとに洋室化され需要が低下している。借地借家法の徹底で家主が畳替えしなくなっている。

印刷業

新年度になり、原油安を受けて一年以上ぶりに洗い油の価格が下がった。印刷用紙の価格は値上げの方向にあるが、印刷機械の洗浄に必要な洗い油の値下げは少額ながら、せめてもの朗報といえる。

非製造業

卸売業

増税直後の前年 4 月の業況と比べると好転は当然の結果であろう。近々、団地内に釣具の量販店が進出する予定である。鹿児島市南部の郊外型商業集積地として、今後とも発展が期待できるエリアである。

燃料小売業 (LP ガス)

4 月の原料調達価格は、3 月比 40 ドルの下落になった。冬季の需要期も過ぎて、今後需給は軟化するものと思われる。小売価格も下がり続けており、しばらくは変化無いと思われる。ただし、原油価格の動向次第では価格動向に影響があるかもしれない、原油価格の動きを注意しているところである。



中古自動車販売業

今年も昨年程ではないが、一番の需要期を迎えた盛況である。しかしながら、高額車の販売は鈍く**低価格車及び軽自動車の販売は好調**である。今後、需要時期を過ぎて一番厳しい梅雨から夏場に向かうので今後が懸念される。

青果小売業

前月比 113.2%、前年同月比 129.8% であった。

農業機械小売業

春の農作業の最盛期を迎えつつある。最近では夏の猛暑による品質低下を避けるため、なるべく田植えを遅らせる指導が行われている。梅雨明けの猛暑、お盆明けの猛暑に対処し冷害の心配より暑さ対策が重点課題となっている。

石油販売業

原油は、欧米市場の影響を受けながらドバイ原油東京市場も4月で1バレル8ドル強も上昇した。これが元売りのコストアップとなり**卸価格が引き上がった**。小売業界も価格転嫁を余儀なくされたものの、販売不振が目立ち、対応が遅れている状況である。今後の原油価格動向も地政学リスク等で不透明である。

商店街（霧島市）

商店街の4月の売上高の状況は、前年比同等の状況であった。大阪の京セラドームで「関西かごしまアンデー」が開催され、霧島地区から10店舗が参加し鹿児島出身のお客様に喜ばれていた。また、鹿児島市ウォーターフロントパークで「かごしま春まつり大ハシヤ」が行われ、国分商店街のご当地グルメ「きりしまんま」が出店し、パンフレットなどを配布し、霧島市の観光や国分地区商店街をPRできた。

商店街（薩摩川内市）

昨年の消費税増税の落ち込みと比較すると増加している。

商店街（鹿児島市/天文館地区）

前年同月と比べ、売上高は増加したものの、増加率は微量である。その為、収益状況も好転したもの、その割合は極めて小さい。昨年4月は消費税8%導入で、売上高が減少したにもかかわらず、増加率が小さかった原因の一つとして、いまだに消費税増税など家計への負担が大きいものと思われる。

商店街（鹿児島市/鹿児島中央駅地区）

廃業が2件、同じアーケード内での店舗移転が1件あった。

サービス業（旅館業/県内）

4月は歓迎会等の時期ではあるが、県議会選挙等の影響もあり例年より宴会数が少ない傾向であった。今年は5月の連休が長期になる企業が多いため、昨年よりも宿泊予約数が好調な施設が多い。

美容業

昨年4月は増税の影響を受け、かなり売上が落ち込んだので前年同月と比べると平均して 120%～130% の売上増になっているが**厳しい現状に変わりはない**。美容室で扱っている店販商品が少しづつ値上げされたため商品売上があがらないのも原因の一つと考えられる。

旅行業

消費税アップ実施後1年が経過したが旅行業にとっては殆ど影響がなかった。家族旅行等の申込み状況も昨年と同様に旅行先は TDL・USJ 等のテーマパークの問い合わせが多くなった。新規会員が2社入会し、75社での新年度がスタートした。※4月の集客状況は前年比 103% であった。

建築設計監理業

2月の県内新設住宅着工戸数は、前年同月比 14.2% 減の 788 戸（前年同月 918 戸）となったものの、前月比では 105 戸の大幅増となっている。利用関係別では、持家と貸家は前年比減で分譲住宅は同数となっている。平成 26 年度は何か乗り切ってきたが、新年度事業がまだ見えてこないところから、今後の動向を注視しているところである。

自動車分解整備・車体整備業

前年の4月は消費税による反動で車検台数等に落ち込みがあったが今年は回復の兆しが見られた。

電気工事

新年度になり官庁工事はまだ発注が少ない。発注は7月以降になりそうだ。民間工事も動きがなく低調である。太陽光発電設備は、まだ動きはあるが以前ほどの活況はないようだ。

造園工事業

造園業界も公共事業（街路樹、公園等の管理）に依るところが多い。近々入札が始まる頃となるが工事単価等の引上げがあり、多少はその面で好材料だが、数量が縮小している傾向のようだ。

建設業（鹿児島市）

組合員の殆どが公共事業に依存している。年々事業量が減少しており、ここ 2～3 年前から利益率が極端に低下はじめた。現在、経営維持に最大限努力している所である。人手不足などで厳しい状況にある建設業界だが、災害時の緊急出動や各種の社会貢献活動を積極的に行っており、地域住民から頼りにされている。

貨物自動車運送業

4月に入り、燃料価格が上がっててきた。荷動きについては、昨年並みに順調に推移したが、収益面では厳しい状況が続いている。

運輸業（個人タクシー）

県議選があり、利用客数が少ないように感じた。後半は持ち直したようだが、観光客は北陸新幹線開通で減少気味である。

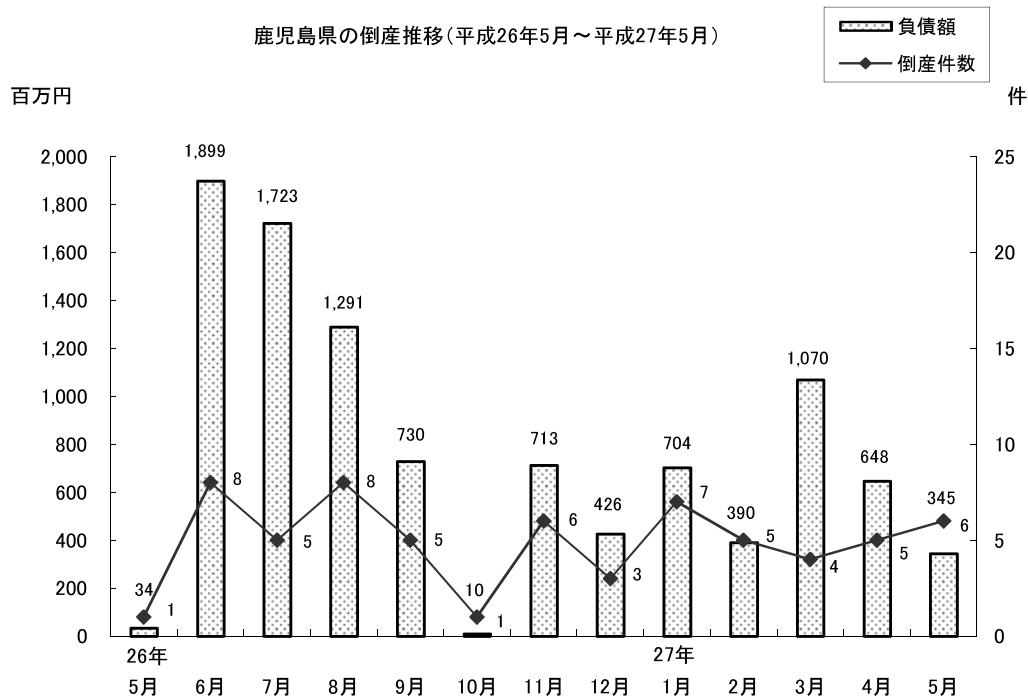
平成 27 年 5 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 6 件 負債総額 3 億 4,500 万円

〔件数〕前年同月比 5 件増 〔負債総額〕前年同月比 914.7% 増



【ポイント】倒産件数は減少に転じることはなかったが、負債額は前月を 46.8% 近く下回った

- ・5 月の倒産件数は前月を 1 件上回る 6 件であったが、6 件とも全て負債額 1 億円未満の小口倒産であり、負債額は前月の 6 億 4,800 万円から 3 億 4,500 万円と減少した。
- ・地区別でみると 6 件中 4 件が鹿児島市、業種別でみると建設業の 5 月倒産はなかった。
- ・倒産の態様でみると 6 件全てが破産であった。

【各要因別】

- ・業種別では、製造業 2 件、不動産業 2 件、サービス業 2 件
- ・主因別では、販売不振 5 件、その他 1 件
- ・資本金では、100 万円～1,000 万円未満 5 件、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件
- ・負債額では、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件、5,000 万円～1 億円未満 5 件
- ・態様別では、倒産 6 件
- ・地域別では、鹿児島市 4 件、大隅地区 1 件、熊毛郡地区 1 件



【今後の見通し】

5月の倒産件数は前月を1件上回る6件であり、特に倒産件数の増加を予想させる状況にはないものの平成27年に入つてからはこれまで負債額10億円超となる大型倒産の発生はない。業種別にみても特に偏りはないが、5月中の事業停止、破産準備はあったものの、破産開始決定に至つた建設業はなかった。

平成27年に入つて倒産件数は一進一退の状況であるが、3月を除いて負債額は10億円を下回つており、金融機関の積極的な支援策や、返済条件の見直しといった協力もその要因と言える。

建設業や製造業者の多くが前年1～3月の営業実績は、消費増税前の駆け込み需要により売上が回復し、決算期が集中する3月決算は、前年以上の売上・収益を確保できたケースがあった。

しかし、平成27年3月期以降の決算は、その反動を大きく受けるものであり、実績が後退する企業も少なくないようである。3月決算が公表される6月以降は、その実績に応じて金融機関の評価・格付けといったものも今後予想されるところである。既に5月中に事業停止あるいは決済不履行となつたことで、法的整理の準備を進めている建設業者の存在も複数あり、年度末を過ぎてからの受注不振から再建を断念する企業が増加するリスクを孕んでいることから、依然として倒産件数が減少傾向を辿るとの判断は下しがたい。

平成27年5月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	業種	負債総額 (百万円)	態様
(有) K	不動産賃貸	50	破産
(有) J	工事用看板製作	75	破産
(有) B	不動産管理	50	破産
(株) M	ゲーム機器賃貸	80	破産
(株) K	水産加工食品製造販売	80	破産
(有) J	外国芸能人招聘	10	破産
6件 3億4,500万円			

経営セーフティ共済
〔経営セーフティ共済〕は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産！まさかのときの
資金調達先は準備していますか？

売掛金が回収できなくなつた。資金ショートで連鎖倒産してしまう…

1
加入し、掛金を積み
立てておけば…
回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。
(最高8,000万円まで)

2
「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

3
当面の資金繰りに
役立ち、自社と社員を
守れます。

自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考えください。

掛金は
損金もしくは
必要経費に
算入できます

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

検索

制度の運営機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

中央会関連主要行事予定

第67回中小企業団体全国大会 in 沖縄

平成27年7月

7日(火) 16:00	地域別交流懇談会（大島地区） 奄美市「奄美サンプラザホテル」
22日(水) 16:00	地域別交流懇談会（北薩地区） 出水市「ホテル鶴2号館」
24日(金) 13:30	マイナンバー制度セミナー 鹿児島市「ホテルウェルビューカゴしま」
29日(水) 16:00	地域別交流懇談会（大隅地区） 鹿屋市「ホテルこばやし」

平成27年8月

5日(水) 16:00	地域別交流懇談会（霧島地区） 霧島市「ホテル国分荘」
18日(火) 16:00	地域別交流懇談会（さつま地区） さつま町「ひかり別館」
21日(金) 14:00	女性キャリアアップセミナー・レイース交流会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
26日(水) 16:00	地域別交流懇談会（川薩地区） 薩摩川内市「川内ホテル」

P54 組合のスペシャリストを目指そう！

～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

イ「H」 ロ「E」 ハ「S」 ニ「T」 ホ「O」
ヘ「P」 ト「C」 チ「D」 リ「R」 ヌ「L」

■開催日 平成27年11月20日(金)

13:00～16:30

☆第一部 表彰式(13:00～13:55)

☆第二部 議事等(14:55～16:30)

■開催地 「沖縄コンベンションセンター」
(沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1)

※会場では沖縄県の組合及び組合員が取り扱う商品の物産展を開催するなど、趣向を凝らした内容で皆様をお迎えする予定です。

現在、全国大会ツアーを企画中ですので詳細が決まり次第、ご案内いたします。

皆様のご参加お待ちしています。

【お問い合わせ】 総務企画課

表紙・本文中に登場する
ぐりぶー＆さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら #195



中小企業かごしま (平成27年度 活性化情報第1号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

HP <http://www.satsuma.or.jp/>

印刷所 株式会社イースト朝日